



福祉手当の誤送付について

障害福祉課において、福祉手当受給権消滅・変更届を誤って他の方へ送付する事案が発生しました。関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

1 内容

受給者の氏名、住所、生年月日、電話番号が記載された福祉手当受給権消滅・変更届を送付した際に、誤って他の方へ送付したものの(1件)。

2 経緯

(1) 9月6日(金)9時30分

福祉手当の受給者(以下、A)の母から、他人(以下、B)の福祉手当受給権消滅・変更届が送付されてきた旨の連絡が本市にありました。

(2) 9月6日(金)10時30分

A宅へ訪問して謝罪し、正しい書類をお渡ししました。また、誤送付したBの書類も回収しました。

(3) 9月6日(金)11時30分

Bへ電話連絡を行い、書類の送付状況を確認し、まだ届いていないことを確認しました。また、届いた場合は、開封しないようお願いしました。

(4) 9月6日(金)13時30分

B宅へ訪問して謝罪し、正しい書類をお渡ししました。また、誤送付した未開封のAの書類も回収しました。

3 原因

封入作業時に、職員の確認不足により、A・Bの福祉手当受給権消滅・変更届を逆に封入し送付してしまったもの。

4 再発防止

発送する書類については、通数に関わらず、複数担当者による確認を必ず行うなど適正な事務処理を徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市福祉部障害福祉課

電話 04-7167-1136 / FAX 04-7167-0294